

平成30年度以降版

幼稚園型認定こども園

住の江幼稚園

- ・ 入園のしおり
- ・ 保存版説明書
- ・ 重要事項説明書
- ・ 園則・運営規定
- ・ 認定こども園教育・保育の提供に係る契約書



学校法人

住の江幼稚園

(南港ポートタウン内)

〒559-0033 大阪市住之江区南港中4丁目4番32号

TEL (06) 6613-0800

<http://www.suminoe-k.ed.jp>

入園のしおり もくじ

A: 入園までの生活について	1
B: お弁当について	4
C: 持ち物について	5
D: 入園式までに作っていただくもの	5
E: その他の注意	7
F: 出欠席と登降園	7
G: 服装	8
その他	8
退園時の諸経費	8
住の江幼稚園ホームページのお知らせ	8
認定こども園について	9
入園のイメージ	10
保育期間・休日・保育時間	10
保育時間のイメージ	11
毎月の諸経費	12

お知らせ(保存版)

1. 電話連絡の時間帯	14
2. 登園について	14
3. 降園について	14
4. おむかえコース・おかえりコース	15
5. 雨の日のお帰りについて	16
6. お帰り変更について	17
7. 出席停止及びそれによる登園許可について	17
8. 臨時休園、緊急連絡について	18
9. 出席ノートについて	19
10. 発育測定について	19
11. 正課専科授業について	19
12. お誕生会について	20
13. 写真展示について	20
14. 薬の服用について	20
15. 保育充実費・給食費・バス協力費納入について(再掲)	21
16. 雑費納入について	22
17. ホームクラスについて	23
課外教室利用時の減免のお知らせ	28
お歩きコースの方へ 近隣地図	29
流行性疾患について	30
個人情報保護法の施行にともなうお願い	31
来園時のお願い	32
重要事項説明書	33
園則・運営規定	39
認定こども園教育・保育の提供に係る契約書	46
Q&A	50

※この冊子は今までのしおりに後日配布していた保存版の説明書、そこに 子ども子育て新制度による重要事項説明書・運営規定等を合わせたものです。募集要項での記載や、重複するところが多くありますがご一読ください、ご質問等ございましたらいつでも職員室までお問い合わせください。 なお、本園では入園願書を以って募集要項・入園のしおり・保存版説明書・重要事項説明書・運営規定等の同意書を兼ねております。

A. 入園までの生活について

◎入園前の心配

- **こんなに甘えん坊では……**家では甘えん坊、することなすこと人の手を借りなければできないし、言うことは聞かないし、よその子には乱暴する。この子が、親の手から離れて、知らない人ばかりの中に入ったらどうなるのかしら……。お母さん、そんな心配はいりません。お母さんのもとにいるから子どもは甘え、ダダをこねるのです。お母さんが不安を持つと、たちまちその不安は子どもに伝わります。まず、お母さんが安心して入園を迎えることです。



- **字や数字を知らないけれど……**こんな心配はまったくご無用です。子どもの持ち物や園のくつ箱、ロッカーなどに名前を書きますが、これはあくまでも先生が見分けるもので、子どもが自分で探せるように園で持ち物に花や動物などのシールを付けています。ですから、色と形の見分けさえつけば心配ありません。

- **生活習慣など……**くつ・洋服の着脱、手を洗う、うがい、食事、用便など、入園までに一人でできるにこしたことはありませんが、むやみに心配することはありません。園では入園後に、こうした身の回りの始末が一人でできるように少しずつ伝えていきます。それよりもまず、子どもが自分の身支度を一人でできるようにお母さんが工夫しているかどうか考えてください。洋服は前開きで着やすいもの、ズボンは用便のときにしやすいゴムが通っているものを選んでください。手洗いやうがいをする洗面所は、子どもの手が届くように台を置くなど工夫をして、自分でできる状態を作ってください。

- **毎日の通園……**いざとなれば心配するほどのこともなく、規則正しい生活が送れるようになるものです。それにはもちろん、お母さんの配慮が必要ですが、まず決まった時間に寝る、さらに食事・おやつ・昼寝の時間を決めて、規則正しい生活をさせるように心がけてください。大便秘結は朝済ませる癖がついているといいですね。

この規則正しい生活は少なくとも、一ヶ月前から徐々に習慣づけてください。園では登園時間が過ぎても、しばらくは自由に戸外で遊んでいます。この遊びの時間は自由遊びといって、とても重要な時間です。どうせ遊んでいるのだからと遅く子どもを登園させる人がいますが、決められた登園時間には遅れずに登園させてください。園では子どもの道具を置く場所が決まっていますが、家でも置く場所を決めて子どもが自分で片付ける習慣も身につかせましょう。

絵や歌の問題……絵は描けなくても心配ありません。今まで全然描いたことのない子ども、好んで描くようになります。下手だと心配することはありません。子どもの絵の評価は難しく、いい絵かどうかの判断は相当経験のある人でないとできません。歌をうたわない子どもの家庭には全く音楽的雰囲気がない場合もあります。子どもはうたえないのではなく、声を出すことに抵抗を感じているのです。まず、お母さんが仕事をしながらでも知っている童謡

を口ずさみましよう。子どももだんだん声を出してうたうようになります。歌も、絵も、決して「下手だ」とけなさないでください。とたんに子どもは歌わなくなり、絵も描かなくなります。大人から見て下手だと思っても、楽しく描き、歌うことが大切なのです。

◎入園後の心配

○ **先生になじめるかしら**……「あんな若い先生で大丈夫かしら」よく聞く言葉です。先生は皆、幼児教育を専門に勉強してきた人達です。それに若い先生には経験不足を補うだけの情熱があり、保育に活気があります。当園には経験豊かな園長や主任、各専門家がいて若い先生を指導していますので安心して子どもを任せられます。もし不満があったとしても、子どもの前で批判することは絶対にやめてください。直接先生に、あるいは園長・主任に感情的にならずに話すことです。「とてもやさしい先生ね、お母さんがいなくても、先生に言えばちゃんと聞いてくれるからいいね。先生は幼稚園ではお母さんのよ」と、こういう一言を言うだけで、子どもはどんなに安心することでしょうか。

○ **友達と一緒に遊べるかしら**……「うちの子は乱暴だから、よその子をいじめているんじゃないかしら」これまで大人しかいない家庭の中で育っていた子どもは、自分の遊びたいと思うおもちゃで自由に遊べました。しかし園に入れば、そうはいきません。自分の遊びたいおもちゃを他の子が持っていけば遊べません。気が弱かったり、慣れていなくてそう言えない子どもには最初、先生がうまく一緒に遊べるように促し、やがて二人、三人と大人数で遊ぶ楽しさを知って、「いれて」



と自然に言えるようになります。反対に乱暴な子は自分勝手なことをすれば、みんなに嫌われたり集団生活が送りにくくなるのがわかってきます。こうして気の弱い子ども、自分の思ったことを言えるようになります。わがままな子どもも自分を抑え、ルールを守ることができるようになってきます。同年齢の友達の中で成長する、ここに園の教育の大きな意義があるのです。

○ **泣いているのじゃないかしら**……家では甘えん坊で泣き虫でも、たいていの子は他人の中に入れば、一人前に行動できますから安心してください。泣く子は朝の別れ際が大切です。「いい？泣くんじゃないのよ、悪い子がいたら先生に言えばいいのよ。大丈夫ね、それじゃお母さん帰るよ」これでは子どもが泣くのは当たり前。「それじゃ、いってらっしゃい」と肩の一つもポンとたたき、あっさり別れた方が効果的です。出かけにぐずる子どもに負けて休ませてしまうのは、なおいけません。お母さんの笑顔で送り出してください。

○ **家に帰って何も話さないけれど**……園から帰ってきた子に園での生活を聞く・話させる・これらはお母さんにとっても子どもにとっても大切なことです。ところが、子どもはちっとも話さない。園の様子がわからない。これは子どものせいではありません。園へ通い



始めの頃は、子どもは緊張したり、夢中で遊んだり、かなり疲れて帰ってきます。そこへ帰ってくるなり、「いい子だった？泣かなかった？上手にうたえた？」と連発しては子どもはうんざりして何も話したくなくなります。それより、おやつでも食べながら、お母さんも一緒に静かに休息する時間を作ってください。そのうちに子どもは自分で話したくなります。その時に園での生活を具体的に、楽しく思い出すよう問いかけをしてみてください。「今日の給食はなあに？」とか「あなたと同じ名前の子はいた？」とかいうように、そうすれば子どもも話しやすく、お母さんも子どもの園での生活をありありと想像できます。心配に思われることも、実はこのようにどれもたいしたことはないのです。安心して、ゆったりした気持ちで、子どもを園に送り出しましょう。

このましい子ども像 五領域 各領域に示す事項

心身の健康に関する領域 「健康」

- ねらい**
- 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
 - 自分の身体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
 - 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

人との関わりに関する領域 「人間関係」

- ねらい**
- 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
 - 進んで身近な人と関わり、愛情や信頼感を持つ。
 - 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。

身近な環境との関わりに関する領域 「環境」

- ねらい**
- 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
 - 身近な環境に自分から関わり、それを生活に取り入れ、大切にしようとする。
 - 身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。

言葉の獲得に関する領域 「言葉」

- ねらい**
- 自分の気持ちを言葉に表現し、伝えあう喜びを味わう。
 - 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話そうとする。
 - 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、想像力を豊かにする。

感性と表現に関する領域 「表現」

- ねらい**
- いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
 - 感じたことや、考えたことを様々な方法で表現しようとする。
 - 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

☆上記は、幼稚園教育要領よりの抜粋ですが、幼稚園型認定こども園になることにより、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領にも基づき、教育・保育計画を立てています。

B. お弁当・給食について

4月末ごろよりお弁当を始めます。

お弁当をみんなで楽しくいただけますよう、また偏食矯正や食事マナーの正しいしつけが身につきますように、注意事項をよくお読みいただき、ご用意してください。

① お弁当の日 木・金曜日

② 給食の日 月・火・水曜日は全員給食



③ 用意するもの



(1) お弁当箱

(2) お箸セット

お箸・スプーン・フォークの3点セットが好ましいです。

出し入れしやすいもの。

全員給食の日はフォーク、スプーンも必要です。

(3) コップ

①給食・お弁当用と、②はみがき・うがい用のコップを使用します。
コップは後日、購入していただきます。

(4) ナフキン

名前入りのナフキン1枚、毎日洗って清潔にしてください。

④ 注意

- (1) お弁当箱、お箸セット、ナフキンが入る簡単な袋を作り、それに入れて規定のリュックに入れて持たせてください。
- (2) お弁当は朝、子どもに持たせてください。
- (3) 最初は好きなおかずを入れてください。お弁当が楽しくなってきたら少しずつ苦手なものを入れて、偏食矯正を始めましょう。
- (4) 始めからたくさん詰めて入れないようにしてください。特に年中・年少の方は注意してください。
- (5) 果物は皮をむいて切り、食べやすいようにして入れてください。
- (6) パン食には、必ずおかずを添えてください。
- (7) ジュース、ミルクなど、持たせないでください。
- (8) デザートにスナック菓子、チョコレート、プリンなどは入れないでください。

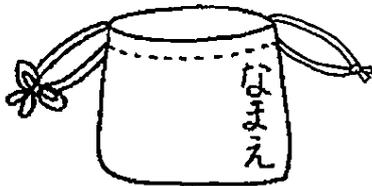
C. 持ち物について

◎ ご注意

- ハンカチとティッシュは制服とスポーツウェアに携帯させてください。
- 名札2枚、お帰りバッチ1枚を入園式にお渡しします。
名札は制服・スポーツウェアそれぞれの左胸につけてください。
お帰りバッチは制服の左肩につけてください。
クラス名は入園式にて発表いたします。
- 持ち物には全て名前をつけてください。特に多い落とし物はコップ、ハブラシはみがき、ハンカチです、名前が書いてあれば持ち主に戻ります。
- ティッシュにも名前を書いてください。

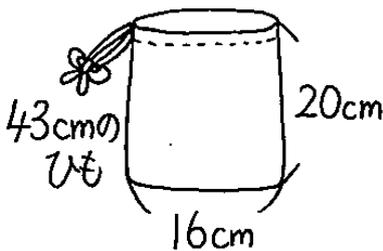
D. 入園式までに作っていただくもの

※ 袋類に必ず名前を書いてください。
(柄があるものには、白い布に書いて縫い付けてください。)



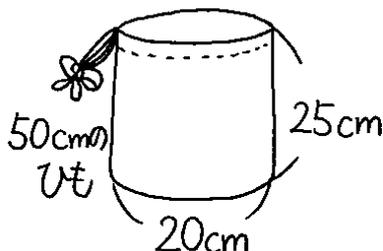
① 弁当袋

お弁当箱、デザート入れ、お箸セットが全部入る簡単な袋を作って、それに入れてリュックの中に入れてください。



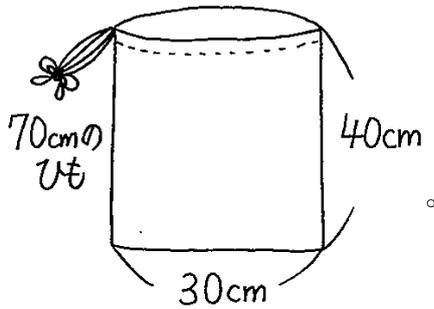
② コップ入れ

(1) 給食・お弁当用コップ入れ
(2) 歯みがき・うがい用コップ入れ
の2種類を作ってください。
歯みがき、ハブラシ、コップは後日購入していただきます。



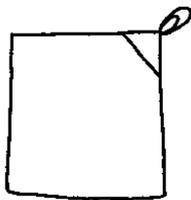
③ 上ぐつ入れ

汚れた上ぐつを週末に持って帰りますので、袋を作ってください。



④ スポーツウェア入れ

※①～④の袋は、全て薄地の布で作ってください。



⑤ 汗拭きタオル

ひっかけるための紐を付けてください。普通のタオルの半分ぐらい(30センチ角程度)の大きさでお願いします。

⑥ ぞうきん3枚

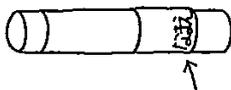
きれいなタオルを縫ったものを持たせてください。

※ 名前の記入について

① 持ち物には全て名前を記入してください。

② クレパス・マーカー

- ・ 各1本ずつ名前を書いて、セロテープで押さえてください。
- ・ 箱はフタ、本体ともに名前を書いてください。
- ・ マジックなどで直接書くと、消えてしまいます。
- ・ マーカーの名前は、あまり後ろの方に書くとキャップがはめられませんので、ご注意ください。



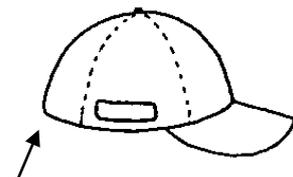
名前を書いてください。



フタ、本体共に名前を書いてください。

③ お道具箱は、本体、フタ、フタの内側に名前を書いてください。

④ 赤白帽は、赤白両方に名前を書いてください。
(つばから、見て左側を書いてください。)



名前を書いてください。

E. その他の注意

- 電話連絡について
担任の先生の呼び出しは、緊急時以外なるべくご遠慮ください。
(保育中は電話には出られません。ご了承ください。)
- クラス分けは、4月入園時にお知らせいたします。
- 登園時、付き添いのお母さんは門のところで別れて、教室まであがらないようにしてください。
- 午前7時現在で暴風警報が発令された場合は、休園になります。
その他、おおむね小学校に準じて休園措置を取ることがあります。

F. 出欠席と登降園

【1号認定の場合】

・出欠席について

- 毎日、8時から9時の間に、遅れないよう出席しましょう。
- 出欠席の証は、「出席ノート」で毎日します。
- 欠席の場合は、その日の始業時間までに、その理由を届けてください。
- 伝染病の時は必ず欠席させ、医師の許可があつてから、登園させてください。
(登園許可証が必要です)
- 長期欠席(1ヶ月以上)の場合は、欠席届と診断書を出してください。

・登降園

- お帰りは園から送ります。
- お帰りのグループごとに、左腕にバッヂをつけます。
(入園式にお渡しします。)
- 「さよなら」は各地域ごとに近いところでいたしますので、出迎えてください。
- バス登降園の方は、朝バス、14:30のバスで登降園してください。
- お歩きコースの方は(P14.15.29)をご覧ください。

【2号認定の場合】

・出欠席について

- 出欠席の証は、「出席ノート」で毎日します。
- 欠席の場合は、その日の始業時間までに、その理由を届けてください。
- 伝染病の時は必ず欠席させ、医師の許可があつてから、登園させてください。
(登園許可証が必要です)
- 長期欠席(1ヶ月以上)の場合は、欠席届と診断書を出してください。

・登降園

- バス登降園の方は、朝バス、16:30・18:10のバスで登降園してください。
- お歩きコースの方は(P14.15.29)をご覧ください。

G. 服装

- 制服・制帽を着用しリュックを背負い、制靴をはいて通園します。
- 靴は大きすぎず、足によく合った物をお選びください。
- 幼稚園では白の規定の上ばきをはきます。
(これは幼稚園に置いておき、毎週末に持ち帰ります。)
- 遠足の時も通園リュックできてください。
- 制服など、リサイクルなどでいただいた物を使用される場合、必ず名前を書き直してください。
- 行事・お誕生会の時は、特に指定のない限り、白ハイソックス（白タイツ可）で登園させてください。

その他

- お帰りのコースの変更は、当日急に申し出られても受け付けません。変更される場合は、1日前までに指定の用紙に記入して提出してください。当日には確認のお手紙もお願いします。☆スクールバスの変更は、基本的にお断りしています。
(同じコース内の変更は可)
- 早退、遅刻はなるべくしないようにご協力ください。
どうしても早退する場合は、1日前までに指定の用紙に記入してください。
そして、当日には確認のお手紙もお願いします。
- 雨の日のお帰りは、園までお迎えに来てください。
雨の日のお帰りかどうかは、降園時に各自で判断してください。
お問い合わせの電話は混乱しますので、ご遠慮ください。

- ☆ 判断の相違で残った園児は、先生とお帰りします。
- ☆ 雨の日のお帰りの時間帯は、入園式にて配布資料をお渡しします。
- ☆ スクールバスの方は晴雨にかかわらずお送りします。

退園時の諸経費

- 退園時は「退園届」を提出してください。
(職員室にてお渡しします)
- 教材費、絵本代は返金いたしません。

住の江幼稚園ホームページのお知らせ

住の江幼稚園では ホームページを開設しております。

<http://www.suminoe-k.ed.jp>



認定こども園について

本園は平成 27 年度より幼稚園型認定こども園になりました。

認定こども園には、下記の認定児が在籍します。

- ・ 1号認定（今まで通りの幼稚園児のことです）
- ・ 2号認定（保育園の入所基準を満たしており、2号認定を希望し認定された方）
- ・ 3号認定（上記の認定を受ける 0.1.2 歳児の乳児）

*それぞれの違い

1号認定は、今まで通りの幼稚園児と同じです。 2号認定児は今回の新制度の特色で、幼稚園児として保育園と同じように園で過ごすことが可能となる制度です。 認定こども園になったことにより、長期休み（夏・冬・春）にもホームクラスが充実していきます。

日常の保育は1号・2号で分けることなく従来通り学年でクラス分けをします。

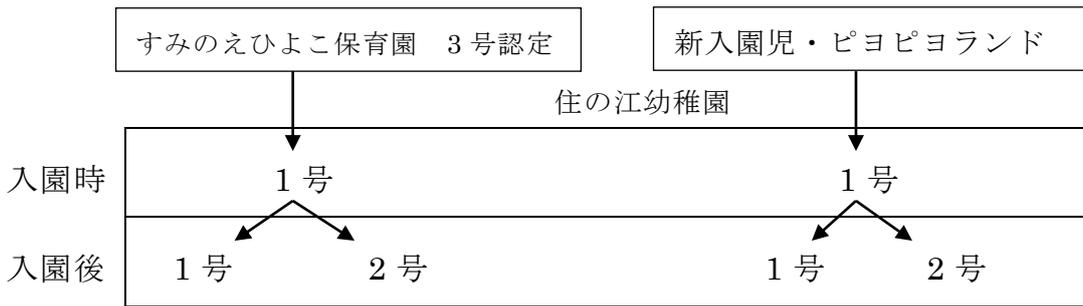
また、ホームクラスも1号はホームクラス、2号は長時間保育・延長保育と呼び名が変わるだけで、ホームクラスも一緒に過ごします。

	1号	2号
基本保育料	市の定める保育料に準ずる	市の定める保育料に準ずる
預り保育	従来通りホームクラスを実施します	長時間保育を標準装備しています 1※
給食	月・火・水 実施 木・金 は希望給食が出来ます	月～金 実施
夏・冬・春 休みホームクラス	夏・冬・春休みのホームクラスを実施します。 (別途料金が必要です)	月～金 実施 (お盆、年末年始、春休みの入園準備日は除く)
土曜日	第3土曜日のみ実施、それ以外はお休みです。 土曜日ホームクラスを実施します (別途料金が必要です)	実施 ・午後3時まで ・利用時は申請が必要です ・お弁当持参です

1※ 2号認定には、保育標準時間(7:30～18:30)と保育短時間(8:00～16:00)の認定があります。

2※ 保育料の兄弟割引については、1号2号により異なります。
大阪市のホームページをご参照ください。

入園のイメージ



上記のとおり、すみのえひよこ保育園は3号認定です。すみのえひよこ保育園から入園する時は、1号で入園します。

新入園児は1号認定で入園してください。入園後、認定要件が満たされている場合は翌月より2号認定への変更、年度途中でも1号認定から2号認定への変更、またその逆も可能です。(但し認定までの期間が必要です)

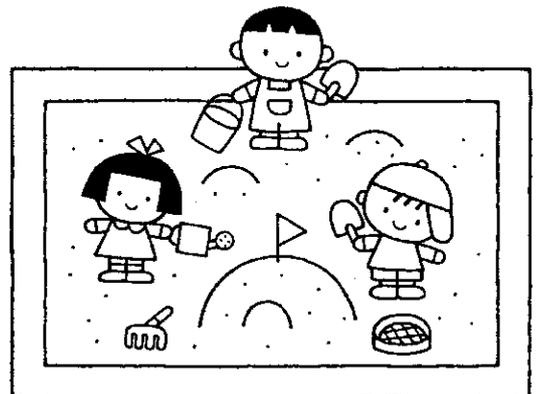
保育期間・休日・保育時間

・保育期間

- 1年を3期に分けています。
- 第1学期 4月～7月
(8月末頃・・・夏期保育)
- 第2学期 8月末頃(夏期保育)～12月
- 第3学期 1月～3月

・休日

- | | | |
|--|----------|----------|
| 1. 創立記念日 | 2. 日曜日 | 3. 国民の休日 |
| 4. 夏休み | 5. 冬休み | 6. 春休み |
| 7. 臨時休日 | 8. 職員研修日 | |
| 9. 毎月第1、2、4、5土曜日 | | |
| 10. 代休(入園式・運動会・野点(絵画展)・音楽会・わくわくもーる[模擬店]) | | |



・ 保育時間

子どもの発達の段階や状態、また季節によって多少の違いはありますが、以下のような保育時間を設けています。

* 保育時間のイメージ *

1号			2号	
平日	第3土・午前保育		平日	土
朝ホームクラス		7:30	延長保育	
登園	登園	8:00		
	基本教育時間	9:00		
基本教育時間		11:30		基本保育時間
	降園 バス	14:00	保育短時間利用	
		14:30		
		15:00		
通常ホームクラス		16:00		
		16:30	ホームバス	
		18:00		
超延長ホームクラス		18:10	ホームバス	
		18:30		
		19:30	延長保育	

○ 1号認定の送迎バス利用

朝バス

降園バス（14：00～14：30 発）

課外バス（16：30 発、別料金 課外ホームクラス利用者のみ）

ホームクラスバス（18：10 発、ホームクラス利用者のみ）

○ 2号認定の送迎バス利用

朝バス

降園バス（16：30 発）

【2号認定(保育短時間認定)の場合はこのバスで降園です】

ホームクラスバス（18：10 発）

（短時間認定の方がこのバスを利用の場合は延長保育の手続きが必要です。）

【2号認定(保育標準時間認定)の場合はこのバスで降園です】

※その他

年間を通しバスコースの変更はできません。

長期休み中及び第1, 2, 4, 5土曜日は、バスの運行はありません。

【毎月の諸経費】（全園児共通）

内容		金額
基本保育料	各保護者様の市民税に応じた金額 居住されている市により決定されます。	
保育充実費（月額）	全園児	9,000円
給食費（月額）	全園児	3,000円
スクールバス協力費	利用者のみ	月額 4,000円（税別） ポータルタウン校区内 1,500円
ホームクラス	利用者のみ	月額 6,000円～

諸雑費納入について

項目	金額	納入時期	備考
保護者会費	1ヶ月 ¥500 年間合計 ¥6,000	4月 ¥3,000 10月 ¥3,000	4月と10月に雑費袋をお渡ししますので、現金で雑費袋にてお納めください。
希望給食費 （木・金のみ） 1号認定児	1食 ¥350 （消費税別） 	月毎	代金を添えずに、お申し込みください。後日、雑費袋をお渡ししますので、現金で雑費袋にてお納めください。 ※利用月の1週間前までにお申し込みください。 ※臨時休園・休まれた場合返金はいたしません。

☆給食費について、1号・2号認定共に給食費として表記しています。2号認定の場合給食費=主食費と読み替えてください。2号認定の副食費(主食費以外)は運営費補助金に含まれているため、1号認定は週3日、2号認定は週5日を同額にて給食の実施をしています。

☆年長児（5歳児）は、別途 お泊り保育代 11,000円
卒園アルバム代 11,000円
を徴収します。（希望者）

☆保育充実費とは、本園独自の施設充実費、教員充実費です。

保育充実費の内訳については、基準以上の職員配置、職員研修、保育・教育内容の充実(英語・体育・つききなどいわゆる正課で実施するもの)遠足、園外保育、教材、遊具等の充実のため徴収しております。

☆教育保育充実費(特定保育料)を教育充実費または保育充実費と表記しておりますが同じ意味です。

☆基本保育料はゆうちょ銀行にて、毎月5日(再引き落とし日15日)に、口座より自動振替にて納入していただきます。(4月分は、5月に2か月分振り替えられますので、あらかじめご了承ください。)

☆教育充実費、給食費、バス協力費は、毎月5日に、三菱東京UFJ銀行口座より自動振替にて納入していただきます。

5日を過ぎますと、銀行のコンピューターは締め切られますので現金で園にお納めください。(4月分は、4月5日に振り替えられますので、あらかじめご了承ください。)

☆お休みされても、給食費・バス協力費等の返金は一切ありません。

☆いずれの諸費用も8月分も納めていただきます。また、事情のため1ヶ月欠席される場合も納入していただきます。

☆3ヶ月以上、滞納した場合は退園していただきます。

☆平成29年度より大阪市では、1号認定こどもの年長・年中児の基本保育料が無償化されました。2号認定こどもの年長・年中児の基本保育料は教育時間(おおむね4時間分)が無償化となります。



お 知 ら せ （保存版） 28 年度以降

1. 電話連絡の時間帯

- ・ 欠席・遅刻の連絡は、朝 8 時から 9 時にお願いします。
- ・ 担任の先生への連絡は、緊急以外は放課後にお願いいたします。
- ・ 朝バスへの連絡は直接バスの携帯電話へお願いいたします。
（電話番号はバス時刻表に記載しています。）

※降園時については、バスへの連絡はご遠慮ください。園へ直接連絡をお願いします。

2. 登園について

登園時間； 8 時～ 9 時

登園・降園は原則として、保護者の責任のもとに門で挨拶するべきですが、登園時間は、通勤・通学のラッシュと重なり危険です。保育の一環としてポートタウン内の地区の方は、地区のポイントまで先生が送迎をいたします。午前 8 時 30 分頃お迎えにいきますのでご協力ください。各自で来られる方、または遅れた方は、ポートタウン内はノーカー地区で車は少ないですが、くれぐれも気をつけて登園してください。

3. 降園について（お歩きコースの方）

午前保育； 1 2 時前後

午後保育； 2 時半前後

に各お帰り場所にまいります。早めにお迎えをお願いします。

※ 子どもたちが集団登降園に慣れるまで時間がずれることもあり、特に 4 月当初は多少時間が前後しますのでご了承ください。

※ お帰りコースの子どもたちは、2 列で手をつないで降園します。この時にお迎えに来られますと長い全体の列がストップし、他の子どもたちの列が乱れたり、一般歩行者・自転車の通行の妨げとなります。お帰りするのも大事な保育の一環ですので、途中でのお迎えはご遠慮ください。

※ 並んで歩くことも、あいさつの場所で待ったりすることも、全て大変時間がかかります。子どもの安全、また地域の皆様にご迷惑とならないよう、保護者の方にも時間厳守、待っている間のマナーなど、ご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. おむかえコース・おかえりコース

ごあいさつの場所を下記の表、29ページの地図の通りとさせていただきます。

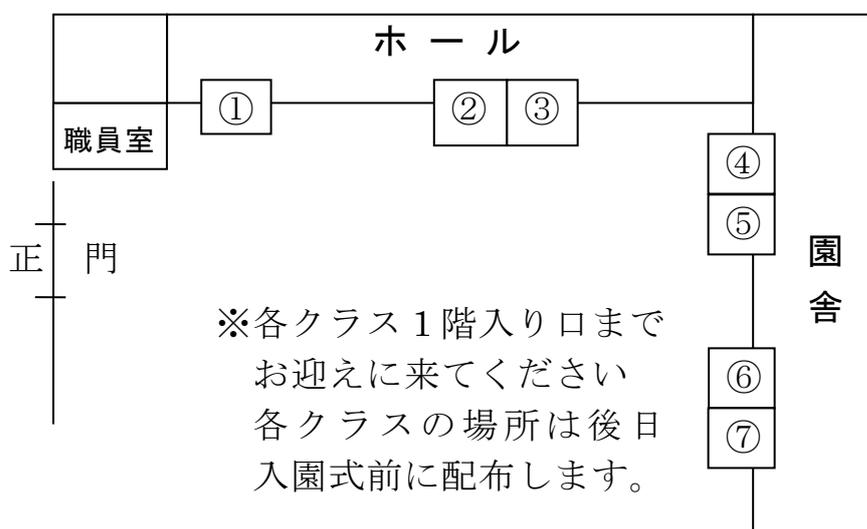
☆おむかえ・おかえりコース

地区	お迎え場所	地図	お帰り場所	地図
ひかり	① 11・12・13 棟 13 棟の前	A	左に同じ	A
	② 14・15・16 棟 14 棟の前	B		B
ガーデン	スポーツ広場	C	左に同じ	C
サンフラワー	ばら公園	F	左に同じ	F
フローラル	フローラル入口	D	左に同じ	D
マリンハイツ	フローラル入口	D	14 棟前	G
しらなみ	しらなみ 31 棟前	E	左に同じ	E
うしお・緑地区	方面の方はバス表（別紙・後日入園式に配布）を参照ください。			
花市住				
加賀屋・御崎				
新北島・平林				
南港口				
港区				
コスモスクエア				

5. 雨の日のお帰りについて

- ・ 雨の日は園までお迎えに来てください。お迎え時は下記の時間に各クラス1階入口で待っています。
- ・ 雨の日のお帰りかどうかの問い合わせは混雑いたしますので、各自のご判断でお願いいたします。

〈お迎えの時間帯〉	午前保育	午後保育
年少	11時45分	2時15分
年中	11時50分	2時20分
年長	11時55分	2時25分



- ・ 雨の日は視界が悪いので、指定のない限り制帽はいりません。
- ・ 長靴・傘・レインコートがよく入れ替わります。また、落とし物が多いので、もう一度名前の点検をしておいてください。
- ・ いただいたものには名前の書き換えをお願いします。
- ・ 雨の日はお迎えですので、なるべく傘・レインコートは、登園時、送ってこられた際にお持ち帰りください。
- ・ 体操服登園の日は、雨天でも赤白帽子を被ってきてください
- ・ バスコースの方は天候に関係なく、常時同じお帰りコースです。

6. お帰り変更について

- ・ 集団降園せずに園に直接お迎えに来られる場合は、
 午前保育 ⇒ 11時30分
 午後保育 ⇒ 2時
 にお越してください。 (時間厳守)
- ・ これより遅くなられる方はホームクラスに入らせていただきます。
- ・ お帰りの変更は、当日急に申し出られても受けつけません。
- ・ 変更される場合は、1日前までに別冊用紙の様式にご記入のうえ、提出ください。また、当日必ず確認のお手紙を提出してください。
- ・ やむを得ない事情以外のお迎えはできるだけひかえてください
- ・ お歩きコースの方がバスコースへお帰り変更することは原則的にできませんのでご了承ください。バス通園の方も違うバスコースへの変更は原則的にお断りしています。
- ・ お帰り間際の時間（午前保育の場合 11時30分～12時・午後保育の場合 14時～14時30分の間）は、各先生方は子どもたちのお帰り準備や持ち物の確認、明日の保育の期待を持たせるお話をしたりする大切な時間です。また、ホームクラスの確認・降園人数の確認などと一番あわただしい時間となります。よって、上記時間以降の園へのお迎えはご遠慮ください。

7. 出席停止 及び それによる登園許可について

学校保健法第19条により、記の病名で欠席された場合は出席停止となります。別冊用紙の様式で（許可証の様式は病院のものでも構いません）、登園許可証をかかりつけの医師に書いてもらい、園に提出してください。
※登園許可証が提出されない場合は、欠席扱いとなります。

* 病名：赤痢・ジフテリア・流行性脳脊髄膜炎・麻疹・日本脳炎
・ 伝染性赤痢・百日咳急性灰白髄炎・流行性肺炎・流行性耳下炎
・ 風疹・伝染性紅斑病・インフルエンザ[※]・その他、伝染性のあるもの
(リンゴ病) など、本冊子の P30 をご参照ください。

8. 臨時休園、緊急連絡について

① 暴風警報が発令された時

- ・午前7時の時点で、大阪市に暴風警報・大雨警報・大雪警報が発令された場合は、臨時休園といたします。(テレビなどの報道には十分注意してください。)
- ・保育中における警報発令については、その時点の状況をよく見て判断し、降園の措置をとることがあります。
- ・また、警報が発令していない場合でも、保育が困難と判断した場合も同様の措置をとることがあります。

① 地震等の非常変災の時

- ・地震などの被災により保育に支障がある場合は、臨時休園をいたします。
- ・保育中、被災により保育に支障が発生したり、園児の安全確保が難しい場合は、降園の措置をとりますのでご協力ください。

③ 地震発生時の避難場所

- ※第一次避難場所（幼稚園園庭、幼稚園ホール）
- ※第二次避難場所（南港光小学校校舎）
- ※津波が予想される場合（南港光小学校3階以上に避難）

④ スクールバスが運行時に暴風警報や地震が発生した場合

そのまま園に行きます。その後、バス降園を見合わせる等、降園またはお迎えのお願いをすることがあります。ご協力をお願いします。

- ・いずれの場合も各家庭へはメール配信サービス（シルフ）または電話、ブログでお知らせいたします。緊急時には、携帯電話・ブログなどを合わせて、十分注意して見ていただけますようお願いいたします
- ・災害時、台風接近時、緊急メールは回線が混雑する場合があります。配信ができない場合はブログに掲載します。

☆メール配信サービス（シルフ）は毎月初め（1日）にテストメール配信をしますので、必ず登録状態が良好であることを確認してください。

☆メール配信サービス（シルフ）が配信された後は、必ず開封確認を行ってください。（特に緊急時はご協力をお願いします。）

☆電話の不通等で連絡が取れない場合

- ・万が一ライフラインの切断があった場合は、保育やその後の対応に支障をきたしますので、速やかにお迎えをお願いします。

緊急連絡について

- ・メール配信サービス（シルフ）の登録をお願いします。
- ・このメールはあくまでも園の緊急連絡として使用するものです。
- ・登録方法は『シルフについて』の別紙(後日入園式前後に配布)をご覧ください。ご家庭で登録してください。

9. 出席ノート（お帳面）について

- ・毎月、月末にはノートを預かります。その月の出席日数などを記入し、ごほうびシールを貼りますので、かばんに入っていない場合はお子さまに聞いてください。
(園児にはお話して預かっております。)
- ・4月は、月始と月末の2回お預かりします。

10. 発育測定について

- ・お子さまの健康を守り、心身の健やかな成長を願う意味で、毎月二測定（体重・身長）を行っています。その日は脱ぎ着しやすい下着を着せてあげてください。
- ・シャツ・パンツ・靴下など全ての持ち物に、はっきりと名前を書いてください。
- ・女の子は、髪の毛を上でくくるのはできるだけ避けてください。



11. 正課専科授業について

① 体育正課 専任の体育講師(キッズスポーツ体育講師)が指導いたします。

○年長児担当（火） ○年中児担当（木） ○年少児担当（金）

② つみき正課 住の江幼稚園のつみき講師が指導します。

○年長児（火） ○年中児（木） ○年少児（水）

③ 絵画・造形 絵画講師：森山 美樹

④ 英語 英語講師：ジョン・ポデズワ

以上の各講師の指導により保育の充実をはかっております。

★課外教室（保育後の習い事）について：住の江幼稚園の課外教室としてつみき教室、体操教室、サッカー、書道、英語、ピアノをしています。詳しくは後日お手紙でお知らせします。

1 2. お誕生会について

- ・ 毎月、その月に生まれた園児のお祝いをするため、お誕生会を開きます。
- ・ その日は他の園児たちみんなとお歌を歌ったり、先生の演し物を見たりします。

☆誕生月の園児は写真を撮りますので、必ず制服を着用の上、白のハイソックスをはかせてあげてください。

1 3. 写真展示について

- ・ 遠方の方は、わざわざ来ていただいて申し訳ありませんが、ご協力ください。
- ・ インターネット販売も行っております。
※詳しいお知らせはその都度お手紙でお知らせいたします。
- ・ 写真に関するご質問・お問い合わせは
フォトジャーナル(06)6245-5233 までお願いします。

項目	金額	納入方法
写真代	購入されました枚数によって異なります	お申し込み後、写真屋さんから、振込み用紙をお渡ししますので、郵便振込みにてお納めください

1 4. 薬の服用について

- ・ 基本的にはお家での服用をお願いいたします。
- ・ 幼稚園に薬をもってきて服用する際は、やむをえない緊急時のみです。その場合はクラス・名前を薬の一つ一つに記入の上、1回分をビン、または包みに入れて、与薬願（保存版別冊）も必ず持たせてください。（手紙のない場合は服用はしません）（別冊用紙をコピーしてご使用ください。）

15. 保育充実費・給食費・バス協力費納入について (P12の再掲)

内容		金額	納入時期
基本保育料	各保護者の市民税に応じた金額、居住されている市により決定されます。 ※ゆうちょ口座より引き落とし		毎月5日 引き落とし (ゆうちょ銀行)
◆保育充実費(月額)	全園児	9,000円	毎月5日 引き落とし (UFJ銀行)
◆給食費(月額)	全園児	3,000円	毎月5日 引き落とし (UFJ銀行)
◆スクールバス 協力費(月額)	利用者のみ ※年間で割っていますので 8月もお納めください。	4,000円 ポートタウン 校区内 1,500円	毎月5日 引き落とし (UFJ銀行)
ホームクラス(月額) 1号認定児	利用者のみ	6,000円～	5日請求

◆印は、毎月5日に、三菱東京UFJ銀行口座より自動振替にて合計金額を一括して引き落としいたします。5日を過ぎますと、銀行のコンピューターは締め切られますので現金で園にお納めください。(4月分は、4月5日に振り替えられますので、あらかじめご了承ください)

☆バス通園の方は、保育充実費と給食費、バス協力費の合計金額が一括で振替えられます。

- ・募集要項、P12にも記載しております、何度も同じことを再掲していますがご了承ください。
- ・保存版別紙、担任紹介は後日入園式にお渡しします。

16. 雑費納入について (P12 再掲)

項目	金額	納入時期	備考
保護者会費	1ヶ月 ¥500 年間 ¥6,000	4月 ¥3,000 10月 ¥3,000	4月と10月に雑費袋をお渡しします ので、現金でお納めください。
希望給食費 (木・金のみ) 1号認定児	1食 ¥350 月単位での申し込み になります。	月毎	代金を添えずに、お申し込みください。 後日、雑費袋をお渡ししますので、現金でお納めください。 ※利用月の1週間前にお申し込みください。 ※臨時休園・休まれた場合返金はい たしません。

☆上記の雑費は全て雑費袋（黄色）でお納めください。

その他

- ・担任への連絡事項は、お帳面のおたより欄に書かずに別のメモ用紙に書いてお帳面にはさんでください。
- ・お手紙などは、お帳面にはさんで持ち帰ります。
(かばん・お帳面は毎日、目を通して確認してください。)
- ・アレルギー等で食べることを制限されている食べ物がある方は、必ず給食が始まるまでに担任に申し出てください。申し出のない場合は、食品に制限がない物とみなして接しますのでよろしくお願ひします。医師の診断書が必要です。
(給食などは月だよりの給食メニューで確認してください。)
(午前保育の日は、ラムネ、ゼリー、おかき、飲み物などをいただきます。)
- ・指定のない日以外は制服登園をお願いします。
- ・行事の時、誕生月の誕生会などは 白いハイソックスを着用させてください。
- ・絵本をもってくる際は、名前を必ず書いてください。
テレビアニメ本、雑誌等は持たせないようにお願いします。

17. ホームクラスについて（1号認定児）

◎主 旨

- ・子育て支援としての預かり保育（ホームクラス）を実施しております。
- ・帰りのバスも運行しております。

◎実施日と時間

- ・毎週、月曜日～土曜日
ただし、日祝日、春休み（3月末4月初め）、夏（盆休み）、冬休み（年末年始）を除きます。

- ・降園時より 18時まで（時間厳守してください）

- ・超延長ホームクラスは 19時30分まで

☆お帰りは、保護者の方が責任を持ってお迎えに来てください。

☆バス利用の方は申し込み用紙に必ず明記してください。

◎ホームクラスの種類

- ①月極ホームクラス
- ②課外ホームクラス
- ③1日ホームクラス
- ④超延長ホームクラス（バス利用不可）
- ⑤早朝ホームクラス（バス利用不可）
- ⑥土曜日ホームクラス（バス利用不可）

☆①②は自動更新制です。

☆②は課外教室のためホームクラスを利用される方

（つみき教室、サッカー、体操教室、書道、ピアノ・英語教室）

☆①②③のホームクラスはバスの利用が可能です。

バスを利用される場合はバス定員と安全確保のため

バス利用とはっきり明記の上、前日までにお申し込みください。

※バス利用のホームにおいて、急にやむをえない理由でお迎えを希望される場合は、18：10バス⇒17：30まで、16：30バス⇒15：50までに幼稚園へご連絡ください。それ以降の連絡になりますと、行き違いの原因となりますので、ご協力よろしく申し上げます。

月極・課外ホームクラス

◎申し込み方法（自動更新制）

・利用月の1週間前に別冊の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込んでください。次月からは自動更新です。変更、中止される場合は書面にてお申し出ください。（別冊用紙をコピーしてご使用ください。）

◎お支払い方法

・申し込み後雑費袋をお渡ししますので現金で雑費袋にてお納めください。

1日ホームクラス

◎申し込み方法

・最低実施日の1日前までに、別冊の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込んでください。申し込み時には代金を添えないでください。
なお、実施当日も必ず確認のお手紙を入れてください。
(別冊用紙をコピーしてご使用ください。)

◎お支払い方法

・その月利用された回数を1ヶ月分ごとに集計し、利用月の翌月初めに教務から請求書と雑費袋をお渡ししますので、現金でお納めください。

特例ホームクラス

- ・特例ホームクラス（写真展示の日・個人懇談の日）は400円です。
（1日ホームクラスと同じお支払い方法です。）
- ・幼稚園の役員会のホームクラスは無料です。
- ・但し、詳細（役員会・写真展示・懇談等）を記入の上、前日までにお申込みください。
- ・ホームクラスのお迎えは午後3時より受けつけます。
（2時～3時のお迎えは事故防止のため、ご遠慮ください。）

☆尚、いずれのホームクラスも当日、急に申し出られても、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

☆ホームクラスの場合、お帰り変更と同様にたくさんの先生への連絡が必要です。おかえり・ホームクラスの先生など連絡がもれて、もし大事なお子さまに事故があると大変です。以上のことをご配慮の上、ご協力をお願いします。

*ホームクラスのお送りバスについて

ホームクラス・課外教室の送りバスを運行します。降車場所・時刻は別冊、ホームクラス申込書の通りです。

ホームクラスをホームと略して表記していることがあります。

【1号認定の場合】

○保育時間 8：00～14：00

○園事業のホームクラスを利用できます

☆平日 7：30～8：00（月極申込者のみ）
14：30～19：30

☆土曜日 8：00～15：00（バスの運行はありません）
（7：30～8：00の預かりはありません）

（幼稚園一時預かり〔ホームクラス〕補助充実に伴い金額を平成30年4月に再改定しました。）

	利用理由	金額	時間	備考	
平日 ホーム (月々金)	月極 朝ホーム	月額 1,500円	7：30～ 8：00	<ul style="list-style-type: none"> ・月極の申し込みのみです ・バスのお迎えはありません 	
	月極 ホーム	月額 (基本料金) 6,000円 7,000円 (バス利用)	保育終了～ 18：00	<ul style="list-style-type: none"> ・月極の申し込みのみです ※減免制度があります。 詳細は、28Pをご覧ください。 ・バスは18：10バス利用です 	
	課外 ホーム	月額 500円 (お迎え又は バスのみ利用) 1,000円 (バス利用)	保育終了～ 課外教室開始 まで または 課外教室終了 ～16:30バス まで	<ul style="list-style-type: none"> ・月極の申し込みになります ・月額で設定しますので回数での金額設定は ありません。 ・課外複数でも定額です。 ※減免制度があります。 詳細は、28Pをご覧ください。 ・バスは16：30バス利用です 	
	※課外終了後のお預かりは1日ホーム扱いとなります				
	1日 ホーム	1日 900円 1,500円 (バス利用)	保育終了～ 18：00	<ul style="list-style-type: none"> ・バスは18：10バス利用です 	
	超延長 ホーム	月額 (基本料金) 10,000円 一日利用 2,000円	保育終了～ 19：30	<ul style="list-style-type: none"> ・月極の申し込みです ・バスのお送りはありません 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・バスのお送りはありません 	

土曜 ホーム	月額 3,500円	8:00～ 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・保育日は、保育終了時からの利用です。 (お弁当が必要です) ・行事の日のホームクラスはありません。 ・休園日のバスのお迎えはありません。 ・バスの送りはありません。
	一日利用 1,500円		

○送迎バス利用できます

朝バス

降園バス (14:00～14:30 発)

課外バス (16:30 発、課外ホームクラス利用者のみ)

ホームクラスバス (18:10 発、ホームクラス利用者のみ)

◆長期休み中のホームクラス

※月極ホーム利用者のみ申し込み可能

※バスの運行はありません。

☆平日 7:30～ 8:00

8:00～18:00 (超延長 19:30)

☆土曜日 8:00～15:00

*基本料金に、下記料金が加算されます。

	利用月	期 間	加算金額
夏	7月	終業式後～7月末まで	4,000円
	8月	8/1～夏期保育まで (11日～16日お盆休み)	6,000円
冬	12月	終業式後～12/27まで	2,000円
	1月	1/5～始業式まで	2,000円
春	3月	終業式後～3/28まで	2,000円
	4月	4/4～始業式まで	2,000円

※日付は各年度のカレンダーにより変更する事が有ります。

【2号認定の場合】

○保育時間

平日 保育短時間認定 8:00～16:00
 保育標準時間認定 7:30～18:30

土曜日 7:30～8:00 } (バスの運行はありません)
 8:00～15:00 }

※お弁当をご持参ください。

○延長保育利用できます

平日 (月～金)

	保育標準時間認定	保育短時間認定	
7:30～8:00		月額 3,000円 ※1	1日 300円
16:00～18:30		月額 3,000円 ※1 バス利用 4,000円	1日 300円 バス利用 800円
18:30～19:30	月額 3,000円 ※1 1日 600円	月額 3,000円 ※1	1日 600円

※1. 別途申請書類が必要です。

○送迎バス利用できます

朝バス

降園バス 保育短時間認定 16:30 発
 保育標準時間認定 18:10 発

※その他

- ・年間を通しバスコースの変更はできません。
- ・長期休み中は、バスの運行はありません。

課外教室利用時の減免のお知らせ

つみきランド入会の場合、毎週複数コマを受講されている方が多く、子どもの能力育成には、継続と受講数が大変重要になっています。よって、課外ホームクラス、月極ホームクラスを利用した場合、二重に費用負担となりますのでホームクラス料金の減免規定を設けます。免除の対象は以下の通りです。

	利用理由	金額	全額免除対象
平日	月極ホーム	月額（基本料金） 6,000 円 7,000 円 (バス利用)	☆つみきランド週 3 コマ以上受講とそれ以外の課外教室 (・キッズスポーツ 英語 ピアノ かきかた) を利用した場合 ☆つみきランド週 4 コマ以上受講した場合 月極ホーム代金を全額免除いたします
	課外ホーム	月額 500 円 (お迎え又は バスのみ利用) 1,000 円 (バス利用)	☆つみきランド週 3 コマ以上受講の場合 課外ホーム代金を全額免除いたします
※課外終了後のお預かりは 1 日ホーム扱いとなります			

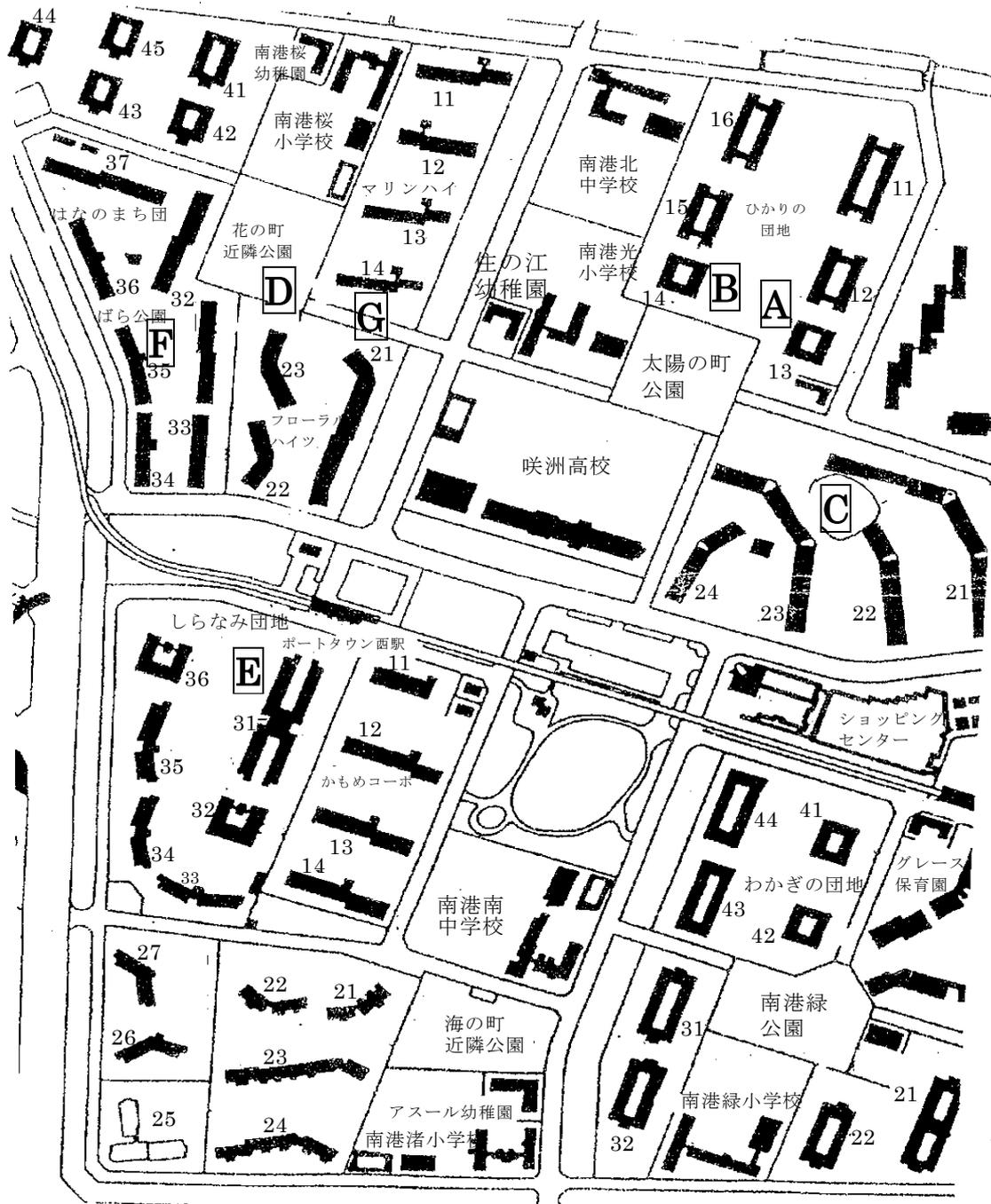
※免除対象の方も、ホームクラス申込書は、必ず提出してください。

※変更の申出がない限り自動更新します。

お歩きコースの方へ

集合場所は 下記の通りです。ご協力をお願いします。

近隣地図



☆ 流行性疾患について

園における伝染病の蔓延を防ぐため、また感染した園児本人が十分に病気から回復するために、出席停止の措置をとることが定められています。(学校保健法 12 条)

園児が感染しやすい主な伝染病の種類とその出席停止の期間は以下の通りですので、日常の健康観察で下記の疑いのある場合は早めに医師にご相談ください。

なお、出席停止は園長が指示するもので、欠席扱いにはなりませんので、伝染病にかかったときは速やかに園にご連絡ください。治って登園されます際には、「登園許可証」に医師に記入してもらい、園へ提出してください。

※ 出席停止はあくまでも基準です。医師が適切な予防処置をするか、又は医師が伝染の恐れがないと認めたときは出席してください。

※ 伝染性紅斑及び手足口病については、出席停止の必要はありませんが、症状が重く欠席した場合は証明書により出席停止扱いとします。

医師の発行する登園許可書が必要なもの

インフルエンザ：発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）経過するまで出席停止。

家族が発症したときは、うつっていれば 1～3 日後に発症することが多いので、無理せず睡眠を、よくとって体調を整え発症に気をつける。

麻疹（はしか）：本人がかかった時、発症から解熱した後 3 日を経過するまで出席停止。

発症児と接触した時、予防接種をしていない場合一定期間出席停止になることがある。

水痘（水ぼうそう）：発症に気付いた時から、すべての発疹が痂皮化するまで出席停止。

風疹（三日ばしか）：風疹が消失するまで出席停止。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）：はれが引いて、医師の許可が出るまで出席停止。

咽頭結膜熱（プール熱）：主要症状が消失した後 2 日を経過するまで出席停止。接触感染するので、家族がかかったときはお風呂やタオルの共用による感染に気をつけ、手洗いを励行する。

百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで出席停止。（目安としては、激しい咳が出だして 2 週間以上たった後で全身状態が落ちつくまで。

溶連菌感染症：おもな症状が消失するまで出席停止。

結膜炎：結膜発赤がある場合、まず眼科受診。

- ・ **流行性角結膜炎（EKC）**：主要症状が消失するまで出席停止。（約 2 週間）
- ・ **急性出血性結膜炎（AHC）**：主要症状が消失するまで出席停止。（7～10 日）
- ・ **急性細菌性結膜炎**：出席停止にはならないが、プールは禁止。

EKC・AHC・プール熱と区別がつかない場合は、眼科の判断で『疑い』として出席停止になることもある。

感染性胃腸炎：原因はいろいろで、ウイルス性（特にロタウイルス・ノロウイルス等）細菌性（赤痢・サルモネラ・腸チフス・カンピロバクタ・病原性大腸菌等）があり、出席停止になることもあるので、主治医の指示を聞いてすぐ報告してください。

医師の判断によるもの

手足口病：発疹・水泡・アフタ等があっても、一般状態がよければ登園可。プールや密接な接触は避ける。

伝染性紅斑(りんご病)：飛沫感染をする疾患である。かぜ症状と引き続きみられる頬の紅斑手足伸側に破れたレース状の紅斑があらわれる。紅斑が消失してから再発することもある。

伝染性膿痂疹(とびひ)：一般状態がよければ登園してよいが、接触感染を考慮してプールは不可。患部を露出しないようにガーゼや衣服などで覆う。

ヘルパンギーナ：高熱や水分摂取困難などの症状に注意し、本人の状態をみて休む。

(普通の感冒同様) 接触及び飛沫感染する。1度かかってもまた、かかることもある。

個人情報保護法の施行にともなうお願い

平成17年度より、個人情報保護法が施行されました。当園でも皆様のお子様をはじめ、関係者の皆様の個人情報を保護するため、この法律に対応した取り組みを始めています。

学園で取り扱います各個人情報につきましては、当然の事ながら園での幼児教育活動以外での使用および流出、流用、漏洩の無いよう細心の注意のもと厳重に保管いたします。ただし、以下の主だったところとして列記いたします項目[2~4]につきましては、教育の向上進展、意欲成果の育成のため、またお子様の日々の活動の様子を保護者の皆様にお伝えするために、必要に応じてお名前をはじめとした個人情報を記載する場合がありますことをご了解していただきますようお願いいたします。

1. 学園管理の生徒個人情報 各種名簿[生徒および各家庭の情報を含む]
日々の保育の記録
2. 校内における掲示、配布物 保育学習活動の成果
記録写真などの掲示
作品展示
園行事や活動に伴う名簿の掲示および配布物への記載
3. 対外的機関への提出書類 補助金にかかわる名簿の提出
芸術系作品の展覧会応募、出品
園外活動に伴う名簿提出
保険申し込みに伴う名簿提出
4. 各家庭への配布物 園だより、学年だより、クラスだよりなどの通信物
[管理をお願いします] しおりなどの通信物
緊急連絡網・バス緊急連絡網
保護者会だよりや保護者会緊急連絡網への記載
園アルバム、ビデオ等記録写真の記載
・各園児の名札の裏面の記入はいたしません。

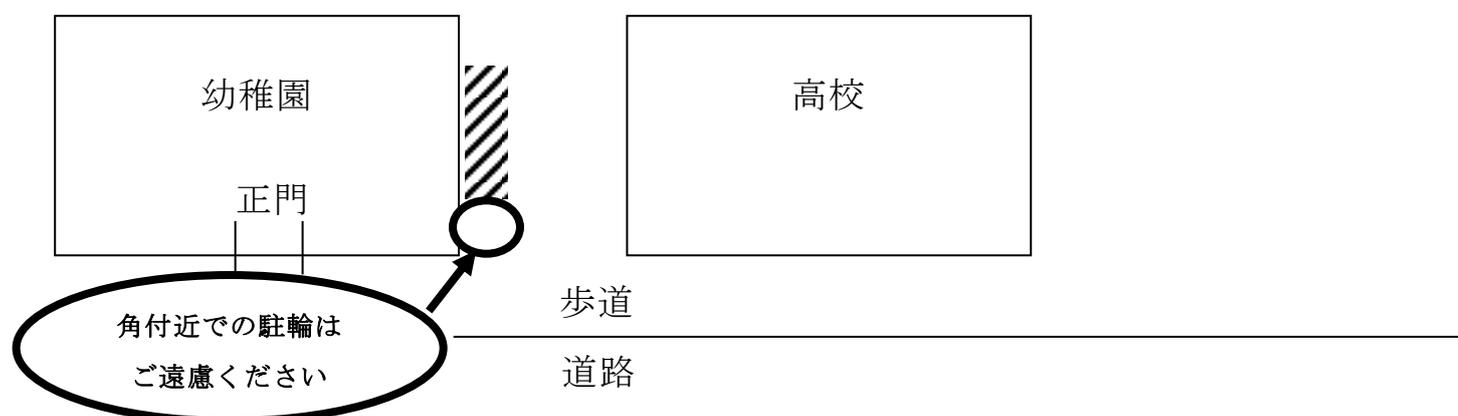
後記記載の重要事項説明書と共に入園願書をもって同意とさせていただきます。支障がある場合は別途お問い合わせください。

来園時のお願い

これから参観などの機会もありますが、朝の登園や放課後の課外教室のお迎えも含め、幼稚園の周囲に自転車や自動車を止められる方を多く見受けます。その際、他の歩行者（自転車を含む）の方や車椅子の方の通行の妨げとならないように、下記の場所にきちんと停めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

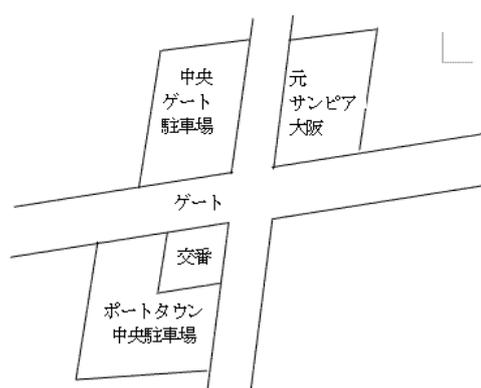
自転車の停車場

自転車の場合は下記の斜線部分に停車ください。正門前は、園児がスクールバスの乗り降りを行いますので、停めないでください。他の通行者の妨げになりますのでご協力お願い致します。



自動車の停車場

お車でお越しの方は、ポートタウン東・ゲート横の駐車場（中央ゲート駐車場、ポートタウン中央駐車場）をご利用していただきますよう、よろしくお願いいたします。



※ポートタウン西駅のライフオート裏にもございます。幼稚園のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

幼稚園型認定こども園 住の江幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 森岡学園
所 在 地	大阪市住之江区南港中 4-4-32
電 話 番 号	06-6613-0800
代表者氏名	理事長 市田守男

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	住の江幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区南港中 4-4-32
連 絡 先	電話番号 06-6613-0800 F A X 06-6613-0801
管 理 者	園長 市田る里
対 象 児 童	満3歳児以上の小学校就学前児童及び児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	3 から 5 歳児 310 人
利 用 定 員	〈1号認定児子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 210人 〈2号認定児子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 20人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051001164
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.suminoe-k.ed.jp

3 施設の目的・運営方針

住の江幼稚園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき、教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 教育理念 たくましく生きる力をはぐくむ
教育方針 のびのび、いきいき、わくわく。
教育目標 素直で明るく元気な子ども
健康で豊かな心を持つ子ども
すすんで参加し仲よく遊ぶ子ども

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		2000 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 一部3階
	延べ面積	1262.61 m ²
園 庭		984.22 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	63 m ²
保育室	9 室	541 m ²
遊戯室	1 室	67.5 m ²
調理室	1 室	1 階
職員室	1 室	1 階
子育て支援室	1 室	別棟

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼稚園型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚労省告示第 1 号）を踏まえ、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 住の江幼稚園独自の教育(造形、つみき、英語、体育、音楽その他)
- (3) 延長保育(幼稚園型一時預かり保育)・特別支援教育保育・子育て支援事業
- (4) 送迎 保護者による送迎・通園バスによる送迎・保育教諭による送迎
(ただし、通園バスは別途利用者協力金の負担があります。)

6 職員の職種、員数及び職務の内容

4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
学園長	園全体の監督	1		1	
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長の補佐	1	1		
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	3	3		
保育教諭		20	16	4	
栄養士	園児の栄養指導及び管理	2	1	1	
調理員		3		3	

当園では、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
副園長・主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び春、夏、冬期の長期休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

(※注) 1号認定子どもの為の預かり保育があり、利用することができます。

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～14時(※注1)
2号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時(※注3)

(※注1) 9時より前若しくは14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますので御相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3) 8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。該当の園児が在籍する場合、園の特別支援教育・保育を充実するため、大阪府・大阪市に対して診断書等の関係資料を提出して補助申請を行います。本重要事項説明書をもって補助金の趣旨説明とし、重要事項説明書の同意と共に本補助金申請の同意とします。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込みの先着順により入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	中島医院
医院長名又は医師名	中島静一
所在地	大阪市住之江区南港中 3-4-79
電話番号	06-6612-0818

(2) 歯科

医療機関の名称	西村歯科
医院長名又は医師名	西村耕一
所在地	大阪市阿倍野区阪南町 3-6-19
電話番号	06-6629-0418

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 市田守男、市田る里 ・ご利用時間 8:30 ~ 18:30 ・電話番号 06-6613-0800 F A X 06-6613-0801 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

第三者委員	片上星太郎	電話番号 06-6646-0749
		大阪市私立幼稚園連合会 認定こども園協会 会長

- ※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
- ※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対するの保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額
当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上	日本スポーツ振興センター
保険の内容	園 賠償責任保険	

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

		平成27年度	平成26年度	平成25年度
1号認定 子ども	3歳児	77人	100人	71人
	4歳児	89人	68人	110人
	5歳児	63人	108人	101人
2号認定 子ども	3歳児	4人	..人	..人
	4歳児	10人	..人	..人
	5歳児	4人	..人	..人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	実施	良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
無し

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園事務手数料	入園事務手続きの為	入園時 70,000円
検定料	入園検定の為	入園時 30,000円
施設協力費	施設充実の為	入園時 30,000円
制服一式	希望者のみ	入園時 約 45,000円
用品・教材一式	希望者のみ	入園時 約 25,000円
基本保育料	所得により大阪市が決定する	月額 円
教育充実費	教育内容の充実の為	月額 9,000円
給食費		月額 3,000円
保護者会費		年額 6,000円

- ※ 入園事務手数料は入園に際し、クラス編成・担任配置など入園に関わる諸費用です。
- ※ 検定料は入園検定を受ける全園児に対して徴収します。
- ※ 施設協力費は施設の充実維持管理のための費用です。

※ 教育充実費は基準以上の職員配置・研修・保育内容・教育保育環境の充実のために徴収いたします。また、遠足・体験農園を含む味覚狩りなどの園外保育、園外活動・各種行事・正課（絵画・造形・英語・体育・つみき）の講師料・教材が含まれています。

※ 給食費は1号認定の月・火・水 2号認定は月・火・水・木・金 の主食費です。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

- ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料 月額 3,000 円
- イ 保育短時間認定に係る時間外保育料 月額 3,000 円

月極以外の利用について

	保育標準時間認定	保育短時間認定	
7:30~8:00	/	月額 3,000 円 ※1	1日 300 円
16:00~18:30	/	月額 3,000 円 ※1 バス利用 4,000 円	1日 300 円 バス利用 800 円
18:30~19:30	月額 3,000 円 ※1 1日 600 円	月額 3,000 円 ※1	1日 600 円

注： 同じ日に、アの時間帯（7時から9時まで）とイの時間帯（17時から19時まで）を共に利用した場合については、それぞれの時間外保育料が必要となります。

- (2) 送迎用園バス運行協力費 1,500円から4,000円
- (3) 1号認定 預かり保育 詳しくは募集要項をご覧ください。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。ただし、自動引落により納入して頂く場合は希望される方のみにお渡しいたします。納入袋により納入して頂く場合は、納入袋への領収印で対応いたしますが、別途領収書が必要な場合はお申出ください。

※ 制服一式の内訳 ○制服 約 17,000 円 ○体操服（夏冬上3枚・下2枚）約 13,100 円
○カバン、帽子、上下靴 約 10,530 円

※ 用品・教材一式の内訳 全員購入教材 約 11,740 円 希望購入用品 約 13,800 円

※ 全員購入以外のものは制服を含め希望購入です。

※ 本重要事項に記載されていることは当園の募集要項、しおり、保存版に記載されています。重複する部分がありますがご了承ください、新制度移行のため保護者(利用者)のみなさまに重要事項を提示して同意書をいただくことになりました。本来ならば、入園前にご覧いただき、同意のうえ入園手続きとなりますが、本園では入園願書をもって同意書としております。

住の江幼稚園園則・運営規定

住の江幼稚園園則・・・1号認定児

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園（以下本園という）は、教育基本法・学校教育法に従って義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、住の江幼稚園という。

(位置)

第3条 本園は、大阪市住之江区南港中4丁目4番32号に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園できる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員及び学級編制)

第5条 本園の定員は、310名とし、3歳児5組100名、4歳児3組105名、5歳児3組105名とする。ただし、学級数は事情によって変更することがある。

第2章 保育年限、保育期及び休業日等

(保育年限)

第6条 本園の保育年限は、3歳児3年以上4年未満、4歳児2年、5歳児1年とする。

(保育期)

第7条 1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から 8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第8条 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで

(4) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

(5) 春期休業日 3月25日から4月7日まで

(6) 開園記念日〔創立記念日〕

(7) 土曜日

(8) その他園長が必要と認めた日

2. 園長が必要と認められた時は、前項の休業日を変更することができる。

(始業及び終業時間)

第9条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節その他の事由により園長が必要と認められた場合は、変更することができる。

(1) 始業時刻 午前9時

(2) 終業時刻 午後1時

第3章 教育課程、教育時間数及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本園の教育課程は、幼稚園教育要領に基づき、幼児の心身の発達と地域の実態を考慮し、別に編成する。

(教育時間数)

第11条 本園の教育週数は、毎学年39週とする。

2. 1日の教育時間数は4時間を標準とする。

(教職員等組織)

第12条 本園に次の教職員及びその他職員を置く

(1) 園長1人 副園長1人 学園長1人

(2) 教頭1人 主幹教諭2人 指導教諭3人 教諭10人以上

(副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭は総じて主任と表記する事が有り、その職務内容は学校教育法第27条第6項～第8項に準ずる。)

(3) 事務職員

(4) 園医、園歯科医、園薬剤師等

第4章 入園、退園、欠席、終了及び褒章

第13条 本園の入園にあたっては、園長の許可を要する。

(入園の手続き)

第14条 入園を希望しようとする者は、本園所定の入園願書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

(入園時期)

第15条 入園時期を毎年4月とする。ただし、欠員のある場合は園長の許可により随時に入園させる。

(退園の届出)

第16条 退園しようとするときは、本園所定の退園届に必要事項を記入の上、園長に届け出なければならない。

(欠席)

第17条 欠席しようとするときは、欠席理由、日数等を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第18条 本園所定の教育課程を修了した者には、終了証書を授与する。

(褒賞)

第19条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第5章 納付金

(納付金)

第20条 納付金及び納付期限は、別表のとおりとする。

2. 在籍者は出席の有無にかかわらず、毎月5日までにその月分を納入しなければならない。

(入園事務手数料)

第21条 入園事務手数料は別表のとおりとし、入園許可の際納入しなければならない。

(返還)

第22条 既納の納付金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第6章 雑則

(異動の届出)

第23条 園児及び保護者の改名、その他身分上の異動又は転居、その他の変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(除籍)

第24条 園長は、無断で3ヶ月以上欠席したとき、保育料その他納付金を3ヶ月以上滞納したときは、当該園児を除籍することがある。

(登園停止)

第25条 園長は、学校保健安全法等に規定する病気、その他感染しやすい病気に罹病していると判断したときは、当該園児の全治が確認できるまで登園の停止を命ずることがある。

(施行細則)

第26条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

(減免規定)

第27条 納付金は、事情により減免することができる。 施行については園長が別に定める。

附 則

この園則は平成27年4月1日から実施する。

別 表

第14条、第20条及び第21条に掲げた納付金及び納付期日は次の表のとおりとする。

区分	納付金額	納付時期
入園事務手数料	70,000 円	入園申込時
検定料	30,000 円	入園検定時
施設充実費	30,000 円	入園後説明時
基本保育料	大阪市の基準による	毎月 5 日
教育充実費	9,000 円	毎月 5 日
1号認定給食費	3,000 円	毎月 5 日
2号認定給食費(主食代)	3,000 円	毎月 5 日

上記金額は平成 30 年度分であり、スクールバス協力費、預かり保育、延長保育、その他諸費用に関しては、当該年度の募集要項、重要事項説明書を参照すること。

2号認定児

(事業所の名称等)

第1条 (法人名) が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 住の江幼稚園
- (2) 所在地 大阪市住之江区南港中 4-4-32

(施設の目的及び運営方針)

第2条 住の江幼稚園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。）
20人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 0人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 0人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。
- (3) 送迎

園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。

- (4) 食事の提供
- (5) その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 2名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 栄養士 1名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

- (5) 調理員 2名（常勤専従0名、非常勤2名）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時半から18時半までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時半までの範囲内で、時間外保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

- 3 「当園」は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 本園は平成27年度より幼稚園型認定こども園であり、概ね上記園則に準じるため、職員等の表記の違いや重複が生じる。詳細は募集要項、重要事項説明を参照するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

認定こども園教育・保育の提供に係る契約書

保護者と事業者 学校法人 森岡学園 認定こども園 住の江幼稚園とは、事業者が保護者の子ども（以下「子ども」といいます。）に対して行う教育及び保育について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、子どもに対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他法令の趣旨にしたがって、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第99号）に規定する特定教育・保育を提供し、保護者は事業者に対しその特定教育・保育に対する料金を支払うことについて定めます。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、入園日から子どもに係る子ども・子育て支援法第21条に定める支給認定の有効期間の終了日までとします。

2 契約満了日の45日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合であって、改めて支給認定されたことにより支給認定の有効期間の終了日が変更となった場合は、この契約は自動的に更新することとします。

（特定教育・保育の提供場所）

第3条 特定教育・保育の提供場所は、大阪府大阪市住之江区南港中4-4-32の学校法人 森岡学園 認定こども園 住の江幼稚園です。

（特定教育・保育の内容）

第4条 事業者は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、子どもの発達に必要な教育及び保育を提供します。

2 特定教育・保育内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

（料金）

第5条 保護者は事業者から特定教育・保育の提供を受けた際は、事業者に次に掲げる費用を支払うものとします。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下、「府令」といいます。）第13条第1項に定める利用者負担額
ただし、当施設が法定代理受領を受けないときは、府令第13条第2項に定める費用の額の支払いを受けるものとします。
- (2) 府令第13条第3項に定める特定負担額

(3) 府令第13条第4項に定める実費徴収額

2 前項(2)及び(3)の金額は、重要事項説明書に記載のとおりとします。

(料金の支払)

第6条 前条(1)から(3)までの料金について、保護者は事業者へゆうちょ銀行・三菱東京UFJ銀行振替の方法で支払います。

2 事業者は、前条(2)及び(3)の料金にかかる費用の支払を保護者に求める際は、府令第13条第6項に定めるところに従い、保護者から同意を得るものとします。

3 事業者は、保護者から前条(1)から(3)までの料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。(徴収金袋に領収証を押印し、領収証に代えることがあります。)

(料金の滞納)

第7条 保護者が正当な理由なく第5条に定める料金を、1か月を超えて滞納し、さらに支払いの催促から7日以内に料金を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。

(教育・保育の記録)

第8条 事業者は、当施設において子どもの教育・保育内容を記載した諸記録を作成します。

(契約の終了)

第9条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 子どもに係る支給認定が取り消されたとき又は子どもに係る支給認定の区分が変更されたとき。ただし法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したことを事由に市町村が職権で行う支給認定の変更の認定による支給認定の区分の変更を除く。
- (2) やむを得ない理由で事業者が施設を休廃止し、又は利用定員を減少させることにより、子どもの受入れが困難となるとき。
- (3) 事業者の認可又は事業所の確認が取消されたとき。
- (4) 第10条及び第11条に基づき、この契約が解除されたとき。

(利用者からの契約解除)

第10条 保護者又は子どもの事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の前月10日までに事業者に書面にて申し出るものとします。

2 次の事由に該当した場合は、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を直ちに解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく、特定教育・保育を提供しない場合
- (2) 事業者がこの契約に定める事項に違反した場合
- (3) 事業者が故意又は過失により子ども及び保護者の身体・財物・信用等を傷つけたとき、または著しい不信行為があったときその他この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第 11 条 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。

- (1) 保護者が第 5 条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
- (2) 保護者が事業者や事業所従業員又は他の利用者（保護者、子ども）に対して、教育及び保育の提供又は利用について、著しく支障をきたす行為を故意にした場合

(秘密保持)

第 12 条 事業者及び従事するすべての職員は、教育・保育を提供する上で知り得た子ども、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

- 2 前項の定めにかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が子ども、保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、事業所運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が子ども及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

(緊急時の対応等)

第 13 条 事業者は、保育中に子どもの身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

- 2 教育・保育の提供により事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び保護者に対し連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

(賠償責任)

第 14 条 事業者は、教育・保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により子どもの生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、速やかに保護者に対してその損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第 15 条 事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 16 条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、子ども・子育て支援法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、園の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(重要事項説明確認)

第 18 条 契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書をよく理解し、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書を作成し、保護者は入園願書に記名押印するものとします。

事業者

<所在地>

〒559-0033 大阪市住之江区南港中 4-4-32

<事業者名>

学校法人 森岡学園 幼稚園型認定こども園 住の江幼稚園

<代表者> 理事長 市田守男

園 長 市田る里

◎本園は平成 27 年度より幼稚園型認定こども園になり、本園には下記の園児が在籍しています。

1号認定児・・・従来の幼稚園児 3.4.5歳児 教育標準時間 4時間 これ以外の時間は預かり保育を利用することになります。

2号認定児・・・区役所から保育園に入所できる要件があり保育認定を受けた 3.4.5歳児 2号認定でも保育短時間 8時間と保育標準時間 11時間の認定があります。したがって、2号認定児が保育認定時間以上を利用する場合は、延長保育の利用をします。

- ・ 2号認定（短時間認定） 8:00～16:00（基本保育料に含まれます）
- ・ 2号認定（標準時間認定） 7:30～18:30（基本保育料に含まれます）

※基本的には上記の通りの時間帯です。それ以前と以降 19:30 までの預かりを希望される方は、別途延長保育料金が発生します。また勤務証明が必要です。

◎本園の開園時間 7時30分から19時30分

◎預かり保育(ホームクラス)の種類 1号認定児

Q-1, 預かり保育の時間帯は？

A, 表-1(P42)の通りです。

※バスの送迎は、16:30と18:10に運行しています。(バスコース登園の方の利用です)

Q-2, 2号認定標準時間認定ですが、16:30のバスに乗って降園することは可能ですか？

A, 可能です。但し、1号認定、2号認定（短時間保育）の方が、変更を希望する場合、月極で固定的に変更をお願いしております。

Q-3, 朝は何時から預かってくれますか？

A, 預かりは7:30～です。但しお子様の保育時間認定によって料金が異なります。

- ・ 1号認定・・・基本保育料とは別途料金になります。バスの送迎ありません。
- ・ 2号認定（短時間認定）・・・基本保育料とは別途料金になります。バスの送迎ありません。
- ・ 2号認定（標準時間認定）・・・基本保育料に含まれます。バスの送迎ありません。

Q-4, 土曜日の預かり保育（ホームクラス）はありますか？

A、あります。（8:00～15:00）但しお子様の保育時間認定によって料金が異なります。

- ・ 1号認定・・・基本保育料、通常預かり保育料とは別途料金がかかります。
- ・ 2号認定（短時間認定）・・・ 8:00～15:00 基本保育料に含まれます。（別途申請書が必要です）
- ・ 2号認定（標準時間認定）・・・ 8:00～15:00 基本保育料金に含まれます（別途申請書が必要です）

Q-5, お弁当日は給食に変更することは可能ですか？

（1号認定児 月・火・水⇒給食 木・金⇒お弁当）

2号認定児 月～金⇒給食

A、可能です。1号認定の場合 木金曜日はお弁当ですが、希望給食を受け付けます。

- ・ 1号認定・・・給食費とは別途料金になります。
（月極で申し込みの方のみ）

Q-6, 子どもは2号認定ですが、お弁当にすることは可能ですか？

A、可能です。但し、その時々での変更は不可能です。前月までに曜日固定での変更をお願いします。 例）木曜日⇒お弁当 金曜日⇒給食

Q-7, 行事は何曜日に行いますか？ 行事の代休はありますか？

A、基本的には土曜日か日曜日です。行事が日曜日の場合月曜日が代休になります。年間で3回～4回です。台風、災害で警報が発令された場合も休園となります。

Q-8, その場合（行事の代休）は、預かり保育（ホームクラス）はありますか？

A、全園児休園になります。（年間の代休日は4月にお知らせします。）

Q-9, 午前保育の場合、預かり保育はありますか？

A、基本的にはあります。 ※その場合、2号認定児は給食がありますが、1号認定児はお弁当持参です。なお、土曜日はお弁当をご持参ください。

Q-10, 2号認定でお弁当を作ることはありますか？

A、遠足でお昼を食べる時をお願いします。（1年に1～2回程度です）

春休み、夏休み、冬休みの長期休み期間について

Q-1 1, 預かり保育（ホームクラス）はありますか？

A, あります。7:30～19:30（月極申し込みの方のみ）

但し、バスでの送迎は行っていません。保護者の方の送迎となっています。

料金はお子様の保育時間認定によって異なります。

- ・ 1号認定・・・基本保育料、通常預かり保育料とは別に料金がかかります。（P26 参照）
- ・ 2号認定（短時間認定）・・・基本保育料に含まれます
（8:00～16:00）

※7:30～8:00、16:00～19:30までは別途料金がかかります。

- ・ 2号認定（標準時間認定）・基本保育料に含まれます
（7:30～18:30）※18:30～19:30までは別途料金がかかります。

Q 1 2, 長期休み中、預かり保育（ホームクラスが）がない時期はありますか？

A, あります。

春⇒3月末から4月初め（4～5日間程度）

夏⇒お盆時期（1週間程度）

冬⇒年末年始（1週間程度）

Q 1 3, 預かり保育と延長保育のちがいについて。

A, 1号認定は預かり保育（ホームクラス） 2号認定は延長保育（ホームクラス）という用語ですが、住の江幼稚園ではひとくくりでホームクラスと呼んでいます。

Q 1 4, 1号認定から2号認定に移動したいが・・・

A, 本園ではまず1号認定で入園していただいております。1号認定は申し出れば認定可能ですが、2号認定は区役所の保育認定（保育の要件があるかどうか）が必要です。月単位です。2号から1号にも移動できますが、2号認定に移動する場合は再度保育認定が必要です。

ホームクラス Q&A のお知らせ

QA-2 28-5-9 発行

Q.1 1号認定児でもホームクラスバスの場合16時30分幼稚園発のバスに乗ってもいいの？

A, 1号でも2号でも 18:10 16:30 を選択してください、但し、前月中にお申し出ください。

Q.2 ホームクラスのバスで降り場の変更は可能ですか？

A, 従来より同一バスであればバスの定員に変更がないので可能としておりますので、同一バス内であれば可能です。但し、これも前月中に申し出してください。

Q.3 朝の1日ホームクラスはありますか。

A、朝のホームクラスは月極のみです。

表-1		月極	一日	バス利用	
① 月極早朝ホームクラス	7:30～8:00	1,500	無	無	
② 月極ホームクラス	保育終了～18:00	6,000	無	7,000	
③ 超延長ホームクラス	保育終了～19:30	10,000	2,000	無	
④ 課外ホームクラス	保育終了～課外教室 開始まで バスの場合 課外終了～16:30	500	無	1,000	バスのみ 利用 500円
⑤ 一日ホームクラス	保育終了～18:00	無	900	1,500	
⑥ 土曜日ホームクラス	8:00～15:00	3,500	1,500	無	お弁当を ご持参く ださい。
⑦ 特例ホームクラス	保育終了～18:00	無	400	無	保護者会 は無料

※ これからもいろいろな生活パターンがあるので十人十色のご質問があると思います。幼稚園としては、バスのお帰りなどでの行き違いなどを防止したいのです。もし、ご要望があり、対応可能なことは対応していこうと思っています。しかしながら、原則はあくまで規定した通りなので職員は質問の返答に困った場合 規定に無いことはノーと言うかもしれません。すべてを想定できるわけではありませんので今後その都度の学園長からの返答になりますがご容赦ください。園の判断のすべてが正しい訳ではありませんが、今後とも 行き違いなく、公平に、保護者の使いやすいシステム を目指しますのでご協力をお願いします。

教育・保育時間のイメージ

開園時間 1号 2号 標準 2号 短時間

